

# 進行原稿

令和7年度

第5回定例農業委員会会議録

令和7年8月20日 開催

令和7年8月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第5回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第8号

令和7年度 第5回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年8月20日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年8月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年8月20日 午後1時30分

閉会 令和7年8月20日 午後2時46分 (会期1日)

第1日目 (8月20日)

出席委員 15名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹		
3番	末長 憲二			17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀	13番	福家 範行		
		14番	横井 博美		

昭和1 高崎 浩之

昭和2 長尾 豊弘

昭和2 片岡 等

陶 香川 秀範

陶 大芝 博信

陶 福家 棟貴

陶 原 拓也

滝宮1 津村 剛志

滝宮2 大野 政則

羽床1 鈴木 博文

羽床2 楠原 徳大

枋所 森本 廣隆

枋所 中内 義男

西分 岡田 行夫

山田1 山口 守

山田2 藤本 浩二

山田3 岡田 峯男

羽床上 泉谷 幸一

議事録署名委員

3番 末長 憲二 委員、 4番 長尾 清 委員

欠席 7番 佐藤 裕子 委員、 10番 金滝 耕治 委員、

16番 松岡 正広 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 7 年 8 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 7 議案第 5 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 8 議案第 6 号 青年等就農計画の認定について
- 第 9 議案第 7 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 11 報告第 2 号 綾川町地域計画の変更について

令和7年8月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第5回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、7番 佐藤 裕子 委員、10番 金滝 耕治 委員、  
16番 松岡 正広 委員です。

よって、農業委員出席者は、15名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。  
なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、3番 末長 憲二（すえなが けんじ）委員  
4番 長尾 清（ながお きよし）委員  
を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。農地法3条とは農地の所有権の移転や権利の設定・移転に関するもので、主に農地としての売買や譲渡による所有権の移転に関する審査が多くあります。今月は3件です。

議案第1号-1

地 図： ██████████  
権利等： 所有権移転 無償譲渡  
申請地： ██████████ 田 294 m<sup>2</sup>外1筆 合計 1,464 m<sup>2</sup>  
譲渡人： ██████████  
██████████  
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、申請地は譲受人が借り受け耕作してきた農地であり、この度農地を手放したい意向の譲渡人が、譲受人に相談し、引き受けることで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は自作地が4,985 m<sup>2</sup>、借入地が3,414 m<sup>2</sup>、合計8,399 m<sup>2</sup>あります。所有地の中には山林化している農地もあったため、今月の3号議案において現況証明の手続きを取っており、その農地を除くほかの農地は適切に維持管理されております。

取得後の営農計画としては、水稻の作付けを予定しております。

譲受人の農作業歴は40年、農作業の従事予定日数は100日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、トラックが各1台、農舎が200 m<sup>2</sup>あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は0.5 km、自宅から車で2分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

案件第2号と案件第3号は譲受人が同一の関連する案件のため、一括で説明いたします。

議案第1号-2、3

地 図： ██████████  
権利等： 所有権移転 有償売買 案件第2号：総額110万円  
案件第3号：総額90万円  
申請地： 案件第2号： ██████████ 田 102 m<sup>2</sup>外5筆 合計 5,843 m<sup>2</sup>  
案件第3号： ██████████ 田 1,820 m<sup>2</sup>外5筆 合計 6,562 m<sup>2</sup>  
譲渡人： 案件第2号： ██████████

案件第3号：

譲受人：

申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に居住し農地の管理に苦慮しており土地の処分を検討していたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人となる法人との間で話がまとまり、本申請に至ったものです。

今回のように法人が農地を取得する場合、法人が農地所有適格法人という農地を所有することが出来る法人であることが求められており、その要件が満たされているか審査する必要があります。

農地所有適格法人の要件としては、大きく分けて4つあります。

1つ目は法人形態要件で、農事組合法人、株式会社、持分会社等の法人組織であること。

2つ目は事業要件で、法人の主たる事業が農業であり売上高の過半を占めること。

3つ目は議決権要件で、総議決権の過半が法人の農業に150日以上常時従事する個人、農地の権利を提供した個人などの農業関係者であること。

4つ目は役員要件で、役員の過半が法人の行う農業に150日以上常時従事する構成員であり、役員または重要な使用人の1名以上が60日以上農作業に従事すること。

となっております。

今回の譲受人は、農業を主たる業務とする株式会社であり、議決権の過半が農業へ常時従事する者となっております。また、当該法人は役員が1名の法人であり、その役員が農業へ常時従事する者でもあることから、いずれの条件も満たしている農地所有適格法人であり、農地の取得が可能な法人となっております。

譲受人の経営面積は、法人名義で貸借権の設定をしている農地はありませんが、法人の代表者の所有する農地7,512㎡を利用しております。また、譲受人である法人の代表者は、自身が代表を務める別の法人も経営しており、その法人において、5,687㎡の利用権を設定している農地があります。農地については適切に維持管理されております。取得後の営農計画としては、タマネギを予定しております。

譲受人の農作業暦は、法人の代表者及び従業員1名が2年前の法人設立時から従事しており、農作業の従事日数は、200日、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植え機を各1台、耕運機を2台所有しております。また、タマネギの作付け計画でありことから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、事務所からは33km、車で50分ですが、農地と併せて宅地も取得する計画であり取得する宅地からは0.3kmの距離にあります。また、代表を務める別の法人が管理する農地から0.3km程の距離に対象農地があり、どちらも同一の代表者及び従業員が管理することからも、通作可能な圏内に拠点施設があるものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について説明致します。今回は、3 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面： ██████████ 図面番号 5 条-1

権利設定： 所有権移転

申請地： ██████████ 田 1,156 m<sup>2</sup>外筆 合計 1,156 m<sup>2</sup>

地種： 2 種農地

併用地： なし

申請者： 【譲渡人】 ██████████

【譲受人】 ██████████

転用目的： 倉庫建設

用途： 倉庫建設

施設の概要： 倉庫平屋建て 1 棟 755.60 m<sup>2</sup> 合計 755.60 m<sup>2</sup>

【資金】土地代 200 万円、造成費 500 万円、建築費 4,500 万円

合計 5,200 万円

<内訳>自己資金 5,200 万円、借入金 0 万円

【期間】許可後 R7.10.15～R8.8.31

【造成】花崗土による盛土 H=0.30m コンクリート擁壁設置 H=0.40～0.80m

切土 なし 法面 1:1.8

【排水】雨水：ため柵設置、東隅の既存施設を利用し農業用水路へ排水 汚水：なし

【他法令許可】町建設課と、開発、町道、法定外公共物協議中

【水利】████████ 水利組合

【隣接同意】該当なし

譲受人は ██████████ に主たる事務所を置き、████████ に設立した建設業を主に営む法人です。転用目的は現在、重機を保管している土地の返還を要求されており、新たに倉庫建設し重機類を保管する目的で、所有権の移転をするものです。

複数候補地を比較検討しましたが、4tトラックに目的に応じて吹付機等を連結して現場で施工

する作業を実施するための十分な広さがあり、交通の便の良いところで車両の出入りにも支障がない等、総合的に判断し、最も計画地に適していると判断したため選定に至りました。

#### 議案第2号-2

地図・図面： ██████████ 図面番号5条-2  
権利設定： 所有権移転  
申請地： ██████████ 田 739 m<sup>2</sup>外筆 合計 739 m<sup>2</sup>  
地種： 2種農地  
併用地： なし  
申請者： 【譲渡人】 ██████████  
          【譲受人】 ██████████  
転用目的： 資材置場  
用途： 資材置場  
施設の概要： なし  
【資金】 土地代 10 万円、造成費 5 万円、建築費 0 万円  
          合計 15 万円  
          <内訳> 自己資金 15 万円、借入金 0 万円  
【期間】 許可後 R7. 9. 20～R7. 10. 31  
【造成】 盛土・切土 整地のみ コンクリート擁壁設置 既設擁壁維持  
          法面 既存維持  
【排水】 雨水：ため柵設置 汚水：合併浄化槽  
【他法令許可】 該当なし  
【水利】 ██████████ 水利組合  
【隣接同意】 該当なし

譲受人は、██████████にて建設業、不用品買取会社の専務取締役であり、住宅等の解体業務や企業の不用品買取業務が増加している県中南部地域に利便性向上のため自社のコンテナ等の運搬資材を置く目的で場所を選定し、今回の計画に至りました。

複数候補地を比較検討しましたが、コンテナを4個程度と室内作業の出来るコンテナハウスや屋外作業スペース、車両通路を検討すると400～600 m<sup>2</sup>程度は必要であり、申請地は法面を除いた有効利用面積が486 m<sup>2</sup>であり、最も計画地に適していると判断したため選定に至りました。

#### 議案第2号-3

地図・図面： ██████████ 図面番号5条-3  
権利設定： 所有権移転  
申請地： ██████████ 田 180 m<sup>2</sup>外筆 合計 180 m<sup>2</sup>  
地種： 2種農地  
併用地： なし  
申請者： 【譲渡人】 ██████████

【譲受人】

転用目的 : 資材置場

用途 : 資材置場

施設の概要 : なし

【資金】土地代 10 万円、造成費 10 万円、建築費 0 万円

合計 20 万円

<内訳>自己資金 20 万円、借入金 0 万円

【期間】許可後 R7. 10. 1~R7. 12. 28

【造成】花崗土・切土 整地のみ コンクリート擁壁 既設石垣維持

法面 1 : 1.2 (既存法面であり、現在の植生を維持)

【排水】雨水 : 自然浸透及び傾斜による隣接河川へ流入 汚水 : なし

【他法令許可】該当なし

【水利】

【隣接同意】該当なし

譲受人はに主たる事務所を置き、平成 27 年に設立した建設業を主に営む法人です。転用目的はコンクリート 2 次製品等を保管する目的で場所を選定し、今回の計画に至りました。複数候補地を比較検討しましたが、170~250 m<sup>2</sup>程度は必要であり、近隣の作業所は大型車両の保管、他事業者が出入りする為、保管場所としてはスペースが足りません。申請地は有効利用面積が 180 m<sup>2</sup>であり規模も妥当です。の近隣で検討し、最も計画地に適していると判断したため選定に至りました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第 3 号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第 3 号現況証明について、説明します。今月は 2 件です。

議案第 3 号-1

地図・写真 : 図面番号 非農地-1

申請地 : 田 1,254 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 2,135 m<sup>2</sup>

現況地目 : 山林原野

利用状況 : 山林

申請人 : ██████████

農地に到るまでの進入路が通行できなくなったことから耕作するのが困難になっています。現在は山林の様相を呈しており、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

#### 議案第3号-2

地図・写真 : ██████████ 図面番号 非農地-2

申請地 : ██████████ 畑 152 m<sup>2</sup> 外3筆 合計 1,557 m<sup>2</sup>

現況地目 : 山林原野

利用状況 : 山林

申請人 : ██████████

██████████の相続時には既に山林の状態でした。現在も山林の様相を呈しており、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、第4号議案について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第4号農地機構を通じた利用権設定について説明します。P.4~6をご覧ください。

契約筆数 : 61筆 合計 70,143 m<sup>2</sup>

新規契約 : 19件 24,324 m<sup>2</sup>

更新契約 : 39件 41,495 m<sup>2</sup>

移転・再貸付契約 : 3件 4,324 m<sup>2</sup>

貸付先としましては、1~2番を██████████へ、3~34番を██████████







住 所 : ██████████  
生年月日 : ██████████  
営農類型 : 苺、青ネギ  
生産量目標 : (令和 11 年度目標)  
苺 12.0 a 6,000kg (10 a 当り 5,000 kg)  
青ネギ (2 回取り) 300.0 a 120,000kg (10 a 当り 4,000 kg)  
所得目標 : 680 万円  
労働時間 : 2,600 時間

農業経営改善の方向の概要 :

農業知識・技術の向上、人員の拡充、規模拡大等により、イチゴ・青ネギなど複数の品目を栽培し、耕作放棄地や遊休農地を積極的に活用する経営を行っていくことで、地域にも貢献することのできる農業法人を目指していきます。

技術・知識の習得状況ですが、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで ██████████ で施設野菜の栽培から出荷までの基礎知識・技術に関する研修を受けています。

#### 議案第 6 号-2

予定認定番号 : 就農 R7-2  
申請者 : ██████████  
住 所 : ██████████  
生年月日 : ██████████  
営農類型 : アスパラガス、苺  
生産量目標 : (令和 11 年度目標)  
アスパラガス 15.0 a 3,100kg (10 a 当り 2,067 kg)  
苺 20.0 a 9,000kg (10 a 当り 4,500 kg)  
所得目標 : 440 万円  
労働時間 : 2,080 時間

農業経営改善の方向の概要 :

地域の農地を借入して、規模拡大を図っていきます。施設野菜のアスパラガスと苺を中心とした複合経営で安定的な経営を目指します。

技術・知識の習得状況ですが、令和 6 年 12 月から現在まで、 ██████████ にてアスパラガスの栽培技術全般に関する知識・技術、ハウス整備方法を習得しています。

以上ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号につきまして、何か質問はありませんか？



【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び■■■■水利組合の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第7号-2（除外）

地図・図面： ■■■■ 農振除外-2  
申出区分： 農用地からの除外  
申請地： ■■■■ 田 133 m<sup>2</sup>  
併用地： ■■■■ 宅地 1,031.94 m<sup>2</sup>  
除外前用途： 農地  
除外後用途： 資材置場、進入路  
土地所有者： ■■■■  
土地利用者： ■■■■  
農地区分： 2種農地

【施設の概要】 申請地：進入路、併用地：資材置場

【資金内訳】 土地代 100 万円、造成費 300 万円、建築費 0 万円  
合計 400 万円  
<内訳>自己資金 400 万円、借入金 0 万円

【変更を必要とする理由】

譲受人は■■■■に主たる事務所を置き、■■■■に設立した林業、建設業を主に営む法人です。■■■■に申請地の南東約 1 km地点で山林を購入し木材を伐採し事業で使用することとしたものの、既存の施設では保管しきれないことから、事務所と山林の中間にあり利便性の良い本申請の併用地である宅地を資材置場として利用するため購入することとしました。しかし、当該宅地は進入路がないため、申請地を進入路として確保するため申請に及んだものです。

【工事着工時期】 令和7年12月 【供用開始時期】 令和8年1月

【造成】 盛土・切土：なし、隣接農地との境界へコンクリート擁壁設置

【排水】 雨水：浸透枡を設置  
汚水：-

【利用率】 -

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との香川県農協及び■■■■水利組合の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。



議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は3件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,050 m<sup>2</sup>外3筆 合計7,924 m<sup>2</sup>

解約日：令和7年6月1日

耕作目的による解約で、離作補償はありません。なお、対象地は以前に農地機構と耕作者の契約を解除し、農地機構が借り受け次の耕作者を探していた農地でしたが、所有者が自作するために解約したものです。

案件第2号と3号は同一人に関する案件のため一括で説明します。

報告1-2～-3

賃貸人：1-2： [REDACTED]

1-3： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 591 m<sup>2</sup>外4筆 合計5,440 m<sup>2</sup>

解約日：令和7年7月31日

基盤整備事業による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第2号について事務局より説明をお願いします。

事務局

綾川町地域計画の変更について説明します。

## 経緯

「地域計画」は、これまで地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い法定化された計画で、「目標地図（10年後の1筆毎の農地の耕作者を示した地図）」が追加された、より具体的なものです。

令和4年5月に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、地域の協議により将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画（目標地図を含む）」を市町村が定め、それを実行するべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など農地利用の最適化を進めることになりました。

綾川町地域計画については、令和5年度及び令和6年度に協議の場を開催し、令和6年度末より作成・運用しております。

## 変更内容

今月は地域計画からの除外が2件となっております。議案書P.12及びP.13をご覧ください。

滝宮地区及び西分地区において地域計画に位置付けられており農地について、地域計画から除外するものです。

今回の対象農地は、議案第7号の「綾川町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について」でも協議した農地であり、滝宮地区については分家住宅を目的とした農地転用のために、西分地区については資材置場及び進入路を目的とした農地転用と、宅地拡張を目的とした農地転用のために地域計画からの除外を行うものとなっております。

今回のように、農用地利用計画の変更や農地転用を行う際には、地域計画の達成への支障がないことが要件の一つとなっており、地域計画の達成へ支障が出ないように転用申請等に先駆けて対象農地を地域計画の区域から除外する手続きを行っております。

続いて、議案書P.14をご覧ください。

変更を行う■■■■地区と■■■■地区の地域計画について、新旧対照表を記載してあります。変更箇所については、下線で表示しており、各地区において除外することによって数値の変更がありましたので、それを表示しております。

地域計画の変更手続きについては、2週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。説明は以上でございます。

## 議長

報告第2号について、ご質問はありませんか。

## 委員一同

なし

## 議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第5回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 2時 46分

閉会